

BSE対策の強化と米国産牛肉の輸入禁止の継続を求める意見書

国内でBSE感染牛が確認されて以来、政府は、全頭検査や特定危険部位の除去、飼料規制を実施し、また、2003年に米国でBSEの発生が確認されてからは、米国産牛肉の輸入を禁止するなど、牛肉に対する信頼回復に務めてきた。

ところが、政府は、20ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決め、さらに、米国産牛肉の輸入再開に向けた動きを進めている。

しかし、BSEに関しては、未だ感染の原因は解明されていないなど科学的に不明確な点が多く、国内での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病による死者の発生や国内20例目のBSEが発生するなどの状況が続いていることから、今後も、安全を最優先とし、現行の検査体制を緩和することなく継続し、生産と流通に関する適正な情報開示をさらに強化していくことが求められる。

よって、政府においては、下記の事項に配慮し、万全なBSE対策を継続するよう要望する。

記

- 1 米国のBSE対策は検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制など日本と比べ不十分であることから、その実効性について科学的検証を行うとともに、拙速な輸入再開は行わないこと。
- 2 国産・輸入を問わない全頭検査体制などのBSE対策を継続すること。
- 3 自治体で行う全頭検査に対しての財政措置を継続すること。
- 4 生産と流通に関する適正な情報開示と国民の合意が得られるBSE対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)6月13日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣

(提出者) 全議員